明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令（法務・経済産業一）　一
○鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業二）　六
○液化石油ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（同三）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　元
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　三三

省　令

○法務省令第一号
経済産業省令第一号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行に伴い、及び鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）を実施するため、鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山岡　賢次
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部を改正する省令

鉱害賠償供託金配当令施行規則（昭和三十二年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立を」を「申立てを」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第三条第一項中「経済産業局長又はその」を「経済産業大臣若しくは経済産業局長又はそれらの」に改める。

第九条第一項及び第二項並びに第十条中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十三条　令第一条から第三条まで、第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第七条に規定する経済産業大臣の権限は、鉱業権（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権であつて、その鉱区の全部又は一部が次の各号に掲げる区域内に設定されたものを除く。）の鉱区の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

一　領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の規定による領海又は内水（内水面を除く。）

二　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項の規定による排他的経済水域に係る海域及び同法第二条の規定による大陸棚に係る海域

附　則

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第二号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行に伴い、及び鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）を実施するため、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

第一条　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　鉱業権の設定または変更の出願等の手続（第四条―第二十二条）」を「第二章　鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十一条）」に、「第一節　出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条―第二十二条）」を「第一節　出願による鉱業権の設定又は変更の申請等の手続（第二十二条―第二十二条の八）」に、「第四章　鉱業の実施（第二十六条の二―第四十四条）」を「第四章　鉱業の実施（第二十六条の二―第四十四条の二）」に、「第四章の二　鉱物の探査の許可等の手続（第四十四条の二―第四十四条の十四）」を「第四章の二　鉱物の探査の許可等の手続（第四十四条の二―第四十四条の十四）」に、「第六十条」を「第六十一条」に改める。